

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟
事件

原告：山縣真矢 外7名

被告：国

原告一橋穂意見陳述

2021年12月16日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告 一橋 穂

1 はじめに

原告の一橋穂です。今日は、意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。私は、同じく原告の武田八重さんと、その子どもとの3人で暮らしています。

私は、戸籍上の性別は女性ですが普段は男性として生活している、トランスジェンダー男性です。パートナーの八重さんとは異性愛のカップルですが、戸籍上は同性同士であるため、婚姻することができません。今日は、訴訟提訴に至った理由や、私が直面している困難や差別について、お話させていただきます。

2 生い立ち

まず、私の生い立ちについて、お話します。

私は女の子として育てられましたが、性別への違和感は、幼稚園

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3 回期日(20211216)提出の書面です。

の頃からありました。当時描いた絵には、水色の上着をきて、緑色の半ズボンを履いた自分が描かれていました。七五三のお祝いで赤い女の子用の着物を着せられ、大泣きしたことを覚えています。赤いランドセルやピンク色の文房具も自転車も、本当はどれも嬉しくなかったのですが、親がせっかく準備してくれたものを嫌だと言うことはできませんでした。小さい頃から「女の子」の方に分けられることが嫌でした。

初恋は、小学校高学年のときで、女性を好きになりました。それ以来、好きになるのはいつも女性でした。レズビアンという言葉は以前から知っていましたが、自分は違うなと感じていました。女性として見られることに嫌悪感があったり、男性として扱われると心地よく感じたりしていたため、自分は男として相手のことを好きになっていることに気づきました。

高校3年生のときに初めて「性同一性障害」という言葉を知り、自分の心は男であるということをはっきりと自覚しました。今までもやもやしていた色んなことが腑に落ちました。

しかし、周りにお手本となるロールモデルがいなかったのも、この先どんな風に生きていけばいいのか、きちんとした仕事につけるのか、結婚はできるのかなど、将来への不安がありました。

1998 年に、埼玉医科大学で、性同一性障害の人に対する国内初の正式な手術が行われました。また 2003 年には戸籍上の性別を変更できる特例法が成立しました。この社会の変化は、私にとって生きる希望になりました。日本でも、手術をして、戸籍を男性に変えることができる。そういう選択肢ができたことで、人生を少しは前向きに考えることができるようになりました。

私は、数年前に、性同一性障害の診断を受けました。しかし、後

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

でお話するとおり、様々な理由からホルモン治療や卵巣を摘出する手術は行っていません。

3 訴訟提起の理由

私が、この訴訟を提起しようと思った理由は、パートナーの八重さんと婚姻して法的な夫婦になりたいと思っているからです。

私は、「婚姻」というのは、大切な家族を守るための仕組みであると思っています。

私たちは、経済的にも精神的にも支え合い、分かち合って暮らしています。大切なパートナーやこの共同生活を守るための仕組みがあるなら、できる限りたくさんの方を使ってお守っていきたく思います。生活を安定させるためにリスクに備えたり、経済的にもしっかり備えておきたいと思うのは、自然なことではないでしょうか。

戸籍上同性同士であるというだけで、婚姻したい目的も、婚姻を必要とする理由も、他の人たちと同じです。私たちが望んでいることは、婚姻している夫婦や家族に用意された様々な仕組みを私たちも使えるように、同じスタートラインに立たせてほしい、ということです。

4 直面している困難

私たちが実際に直面している困難について、いくつかお話ししたいと思います。

(1) 数年前に、父が心筋梗塞で倒れ、救急車で運ばれました。集中治療室でたくさんの管に繋がれて、生死の境をさまよっている状況で、母は父の体をさすり、懸命に声をかけ続けていました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

その姿を目の当たりにしたとき、私は足がすくんで、言いようのない恐怖を覚えました。「集中治療室に入れるのは、ご家族の方だけです」と病院から言われていたからです。

八重さんがもし倒れて意識のない状態になってしまったら、反対に、私が病院に運ばれたとしたら、私たちは互いのそばにいられるのでしょうか。

意識が戻らない父に寄り添い、声をかけ続ける母の姿を見て、私は「うらやましい」とさえ思いました。私と八重さんは、法律上の夫婦ではないために、意識がなくなったときや、今際の際にさえ、そばにいられない可能性があります。しかし、そんな理不尽なことがあるのでしょうか。

病院側が安心して、私たちの意思を尊重できるように、法律上も家族であると認めてほしいと思います。

(2) 私が相続で得ることになる財産を八重さんや子どもに相続させることができなばかりか、いま、八重さんと二人で築いている財産についても、相続ができません。

最近、マンションを購入しました。この先も長く一緒に暮らしていくための家です。八重さん単独の名義で購入しましたが、ローンは、二人で協力して返していきます。

法律上の夫婦であれば、二人で築いた夫婦の共有財産は、万が一別れることになったときにも、財産分与の仕組みを使うことができます。また、万が一死別することになったとしても相続という形で相手に財産を残すことができます。しかし、私たちは法律上の夫婦になれないために、そうした仕組みを使うことができません。

相続ができなかったとしても、遺言書を書いて「贈与」すれば

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3 回期日(20211216)提出の書面です。

よい、という話も聞きます。しかし、相続と贈与を比べると、贈与の方が税金の面で不利になります。夫婦として二人で築いた財産なのに、他の婚姻したカップルと同じように扱われないことは不平等であると感じます。

(3) 戸籍上同性同士であることを理由に理不尽な扱いを受けたこともありました。

数年前ウエディングフェアに参加し、ある結婚式場の雰囲気気に入ったので、後は契約書にサインをするだけというところまでいきました。担当になるウエディングプランナーには正直に話したほうがいいのではないかという思いから、サインする前に、私から「戸籍上の性別は女性である」ということを伝えました。すると、担当プランナーは「上司に確認する」と言ってその場を去り、一時間ほど待たされ、結局、契約を断られてしまいました。理由を本社に問い合わせると、「当社では同性カップルの結婚式は引き受けない方針だ」という回答が返ってきました。

担当プランナーは、私たちを男女の異性愛カップルと認識していたので、もしも、私たちから話をしなかったら、そのまま契約が進んでいたはずでした。戸籍上同性同士であるという話をした途端に、納得できる理由もなく、契約を断られました。これが差別ということなんだと、はっきりと感じました。

(4) 国は、第一次訴訟で「婚姻の目的は生殖である」という主張をしていましたが、私はまったくそのように思いません。

私たちは、異性愛カップルですが、私たちの間での生殖はできません。しかし、私が、生殖腺を切除して不妊の状態となって戸籍を男性に変更すれば、現在の民法に基づいて、八重さんと婚姻届を出すことができます。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

また、そもそも他のカップルの場合でも、婚姻届を出す際に、生殖能力の有無は何ら問われることはありません。

婚姻の目的は生殖であるという国の主張は、法律と矛盾していると思います。

それ以上に大切なのは、家族の生活の安定のためということではないでしょうか。

5 手術をしていない理由

手術をすれば戸籍上の性別を変更できるのに、どうして手術を受けないのかとよく尋ねられます。

(1) 特例法では、戸籍上の性別を変更するための要件に、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」というものがあります。私の場合は、卵巣を摘出する手術を受けなくてはならない、ということになります。

しかし、卵巣を摘出する手術は、決して簡単なものではありません。また、卵巣摘出によって体のホルモン量が変わるので、自律神経が乱れたり、精神的に不調をきたす可能性があります。健康状態が悪化して、仕事にも支障がでてくることになれば生活の糧を稼ぐことも困難になってしまいます。

今はもう自分一人の体ではないので、リスクの大きい卵巣摘出手術を受けることには大きな抵抗があります。

(2) また、手術やホルモン治療をすると、実家の方の地元での人間関係がうまくいかなくなる可能性があることも、治療を進められない理由の一つです。

ホルモン治療をして、自認する性別に移行していくと、声の高さが変わったり、体つきが変わったりして外見が変化していくた

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

め、私のような存在は地元ではどうしても目立ってしまいます。あからさまな差別を受けることは少ないかもしれませんが、私のことで噂されたりして、親やきょうだい嫌な思いをするおそれがあります。

かといって、地元との関係を断ち切ることもできません。そのため、ホルモン治療や手術をすることにためらいがあります。

(3) もちろん、体への違和感は常にあります。ひどいときには、自分の体を見ることすら辛く、明かりをつけてお風呂にはいることができない日もあります。しかし、生活をしていなければならぬので、手術するかどうかの二者択一の判断ではなく、今の体の状態でどこまで折り合いがつけられるのかということに向き合い、自分の気持ちや体調を調整しながら、心の健康を保っているというのが現状です。

トランスジェンダーの中でも、戸籍上の性別の変更を行う人はほんの一部です。

私のような戸籍の性別を変更していないトランスジェンダーであっても、戸籍上同性のパートナーとの婚姻ができるようにしてほしいと思います。

6 トランスジェンダーであること

私は今こうして、人前で話をしていますが、以前は、電車に乗ることもできないほど、人に見られることがつらい時期がありました。自分らしい服装や振る舞いをすると、周囲から「あの人は男？女？」という好奇の目で見られてきました。身分証の性別と見た目から推測される性別とが違っているので、いちいちトランスジェンダーであることを説明しなければならなかったりします。選挙や病

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

院にも行きにくいと感じます。

多くのトランスジェンダーが、日々の生活を生き延びるために、必死です。学校で、職場で、社会の中で、ひどい言葉を投げかけられたり、暴力にさらされたりしています。

社会を変えたいならば声を上げる必要があると言われてますが、一歩外に出れば、リアルなトランスジェンダーの姿を知らないことからくる様々な偏見や差別の矢が飛んできます。

なぜ、偏見や差別がなくならないかといえば、国の法律が LGBT などのセクシュアルマイノリティの存在を前提としておらず、人権や尊厳を守るべき社会の一員であると認めていないからではありませんか。

7 おわりに

子どもの頃の私は、孤独で、将来に希望がもてませんでした。人生を終わりにしたいと思ったことも何度もありましたが、素晴らしいパートナーに出会えて、いま小さな幸せを大切に暮らしています。

激しい体への違和感と日々闘っていますが、そんな私を支えてくれているのが、パートナーである八重さんです。八重さんは、私のかげがえのない家族であり、私が生涯をかけて守っていきたい大切な人です。八重さんとの生活を守るために最大限のことをしたいと思います。

また、トランスジェンダーの子どもたちが希望をもてる社会にする責任が、私たち大人にはあります。先生にも、親にも相談できずに悩み、苦しんできた私と同じような思いはしてほしくありません。この訴訟を通じて、トランスジェンダーでも仕事をして、パー

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第3回期日(20211216)提出の書面です。

トナーを見つけて、家族を作ることもできることを知ってほしいと思います。そして、法律上はまだ結婚できないけど、それができるように、今一生懸命闘っていることを知って希望を持ってほしいと思います。せめて自分にできることをと思い、この訴訟の原告になりました。

裁判所は、マイノリティの人権を守る最後の砦であり、正義を実現することによって社会をより良い方向へ変化させることができる力を持っています。

裁判所におかれましては、トランスジェンダーを含む戸籍上同性同士のカップルが婚姻できないことは不平等であり憲法に反するという判断をしていただきたいと思います。

以上